

大串ひろやす通信

発行責任者 千代田区議会議員 大串ひろやす 〒102-0083 千代田区麹町2丁目14-305 Tel/Fax 03-3221-1554 <http://www5d.biglbe.ne.jp/~ogusi/>

この通信では

以下の4点についてご紹介させていただきました。



ページ	コーナー	内容
1	トップページ	参議院選、公明党へのご支援本当にありがとうございました
2.3	私の一般質問	水と緑の景観形成にいかに取り組むのか
4	ちょっと教えて	「千代田区次世代育成支援地域行動計画」を策定中です
4	はがきを出そう	「区議会だより」に意見記入用のはがきが印刷されました
	コラム	1.「景観法」 2.景観まちづくり条例 3.権力の政治から人道の政治へ

参議院選、公明党への真心からのご支援 本当にありがとうございました。



6月24日新宿駅西口から街頭スタート
左から浜四津、沢、坂口、太田

この度の参議院選挙では公明党への真心からのご支援、本当にありがとうございました。

選挙区では、東京選挙区の沢ゆうじを始め埼玉、大阪の3選挙区

で全員当選、また比例区では862万票以上を獲得し8名の当選を果たすことができました。

千代田区に於いても沢ゆうじ1458票、比例区1426票と3年前に比べ189票も増やすという大勝利をさせていただきました。これも皆様方の熱い応援があったればこそと感謝しています。厚く御礼を申し上げます。

生活者優先の政治実現を！ 増税なき財政再建に期待！



6月29日には四ツ谷駅前
左から荻原、沢、高木、山田の各議員

沢、浜四津両候補は訴えました。

公明党は結党以来、政策判断の基準を「何が国民のためになるのか」に置いてきました。1999年の連立政権参加以来、一貫して庶民

の目線に立った政策を実現させてきたのです。

政官財癒着の既得権益優先の政治から国民一人ひとりの生活の向上を目指す「生活者優先の政治」へ、また代表権のない子どもたちにつけをまわさないためにも必ず「増税なき財政再建」に取り組みます。また具体的政策であり国民との約束であるマニフェストの実現に今後も取り組んで参ります、と。

水と緑の景観形成について ビジョンと具体策を問う！

私の一般質問



第二回定例会での一般質問

第二回定例会に於いて私は、「水と緑の景観形成にいかに取り組むのか」と題し3点の質問を行いました。

～質問要旨～
水と緑の景観形成にいかに取り

組んでいくのかは今や自治体として最大の課題となっています。国においては景観法が審議され、地域においては区民の、美しい景観を守り育てようとの自発的な活動も活発です。貴重な水と緑のストックを持つ千代田区としては、明確な目的と方針を持ってこの課題に取り組む必要があります。そこで、区長に水と緑の景観形成についてのビジョンをお伺いします。

区長答弁

千代田区は、江戸時代から綿々と続く水の都であります。皇居を中心としたお濠の水と緑のバランスのとれた美しさは、世界に誇れる貴重な日本の都市景観の1つだろうと思います。その景観を守り、育て、創出し、そして後世の人々に継承していくことは、21世紀に暮らす私た

ちの使命であると基本的に考えているところであります。（中略）

まちづくりの方向性を全体的かつ総合的に示します、昨年お示ししました「千代田区まちづくりグランドデザイン」では、快適環境のデザインを1つのキーワードにいたしまして、水と緑の骨格や風の通る道など、水と緑のつながりを舞台にした、多彩で重層的な快適環境づくりの展開を目指すということもグランドデザインで申しております。

区といたしましては、江戸期から受け継がれた貴重な景観資源を生かし、国際都市千代田にふさわしい、格調高い景観まちづくりに今後も努めてまいります。

コラム1

「景観法」が
国会で今年6月成立しました

景観法三法が参議院を通過し、成立しました。景観法は、良好な景観を「国民共通の資産」として位置づけた初の基本法です。

景観法は、今まで条例などで自治体が独自に規制を設けてきた景観条例に、基本理念や規制などの法的根拠を与えるもので、初の包括的な基本法。

この法律のポイントは、景観行政主体が策定する「景観計画」と、市区町村が策定する「景観地区」。景観行政主体には、都道府県や、都道府県との協議と同意を得た市区町村などがなり、景観行政主体が策定した「景観計画」の区域内で建物の新築や工作物の設置、土地変更などを行う場合は事前に届出なければなりません。

景観行政主体は、この届出が計画に適合しないと判断した場合は変更勧告をすることができるようになる。届出てから30日間は、工事の着工はできません。

景観まちづくり条例の活用を！

ビジョン実現のための具体策は

質問要旨

ビジョン実現のための具体策、仕組みとして私は平成10年に策定された「千代田区景観まちづくり条例」は特に有効だと考えます。

その景観条例制定から6年が過ぎました。この間、平成14年には「美観地区ガイドプラン」また平成15年には「まちづくりランドデザイン」が作成されたことなど評価していますが、水と緑の景観はどう守られどう形成されてきたのでしょうか。得られた成果と更なる展開のための具体的な方法についてお伺いします。

まちづくり推進部長答弁（抜粋）

景観まちづくりは、区と企業、住民自らが景観形成の担い手であるという自覚を持つことから展開されていくものと認識しております。このため、区では、景観まちづくりを誘導する共通のキーワードと対話の場を用意し、様々な立場の人々と主体的な参加と協力による景観まちづくりを推進する体制を整備しております。さらに、景観形成について、生涯学習出前講座のメニューに加えるなど、あらゆる機会を活用し、景観まちづくりの普及・啓発に努め、住民発意による景観形成の推進に努めてまいります。



道路・公園整備のあい方は

水と緑の景観形成に重要な役割を担う道路・公園整備についてはサポーター制度やアダプト制度など区民のバックアップが必要です。そこで道路・公園整備の将来像と今後の方針は。

環境土木部長答弁

今後は、こうした緑や景観の整備保全や管理に加え、千代田区全体を1つの緑地、公園、水辺とした視点からとらえ、個々の公園の特徴を生かしながら、統一性を持った整備や、公園・緑地等を結ぶ道路を緑の軸として整備し、点から線へ、そして面へとネットワーク化を図るとともに、様々なまちづくりの中で、地域の方々や企業の協力のもと、景観の保全や緑の創出を図り、人々に安らぎと憩いの場を提供することが重要と考えております。

コラム2

「千代田区景観まちづくり条例」

景観まちづくり条例の特徴は、事業者と区の対話による事前協議にあります。この制度は、新たな建設行為に際して、住民、企業、行政が、キーワードを共通の言葉として使い、それぞれの立場で協議し、協議結果を計画・設計に反映することで『風格ある都心景観の創出』を図ろうとするものです。また、「事前協議では、主として都市計画法や建築基準法など既存の法令では扱いにくい『都市環境の質』『街の個性』にかかわる問題を取り扱います。ここに出てくる共通の言葉としてのキーワードは、住民、企業、行政が対話を行う際の道具として重要で条例のもう一つの特徴となっています。誰にもわかりやすく、イメージしやすいように写真とイラストなどを用いてまとめられています。「緑の環」「水にふれる場所」「年輪を重ねた樹」「見え隠れの庭」「子どもの笑顔」など50のキーワードが用意されています。水と緑の景観形成のための具体的な仕組みとしてこの条例の普及・啓発と積極的な運用を！

ちょっと教えて



次世代育成支援地域行動計画について教えて・・・

「次世代育成支援対策推進法（平成15年）」通称、次世代法の成立を受け、全国の自治体では、平成16年度中に「次世代育成支援地域行動計画」いわゆる「子育て支援計画」を策定することとなりました。

子育て施策について、千代田区では国に先駆け、待機児童ゼロや幼保一元化施設である「こども園」の開設そして子育てに関する総合的な窓口である子育て推進課の創設など先駆的に実施してきたところです。そのような中、千代田区はどのような計画を作るのか全国からも注目されていることと思います。家庭、地域、企業、そして行政の連携による子育て計画です。できるだけ多くの地域の方々の声を計画に反映させていくことが大事となっています。

区では、計画策定のため、平成15年11月から、「育成支援対策地域協議会」と「ワーキンググループ」を設置し、アンケート調査と、小学生から高齢者までの幅広グループインタビュー等を行いました。これらのご意見を参考に「育ち・はぐくむ」ことを地域であたたかく支えていくまち千代田を実現するため、5つの目標を定めた素案を策定しました。この素案は7月20日号の区の広報に掲載されました。区では皆さんからのご意見・ご要望・ご提案をお待ちしています。

電話 5211-4229

FAX 3239-8606

期間は8月20日までです。



編集後記

定例会が終わってだいぶ日が経ってしまいました。選挙があったとはいえ「通信」である以上はタイムリーに発行しなくてはと反省しています。今回は間に合いませんでした、図書館での新聞記事などのデータベース検

はがきを出そう



区議会では「区議会だより」についてご意見 ご感想を募集しています



区議会広報広聴特別委員会では、議会としての広報・広聴のあり方を課題を整理して検討しています。

この広報・広聴のあり方の内、この度は「区議会だより」について区民の皆様からご意見をいただければと思います。この度の「区議会だより173号（2定号）」には“はがき”を印刷しました。ご意見、ご感想をご記入の上、切り取り後のりづけして切手を貼らずに投函して下さい。お待ちしております。

コラム3

権力の政治から人道の政治へ

今年は、憲政の神様と言われた尾崎行雄が亡くなられて50年になります。現在、憲政記念館では「尾崎行雄と議会政治特別展」が開催されています。私もさっそく行ってきました。中学生が団体で見学に訪れていましたが、聞けば大変多くの学校が見学に訪れているそうです。中学生時代に尾崎行雄の映画や展示に接することは大変意味のあることと思います。尾崎は国会議員の他、第2代の東京市長も兼務していた時期がありました。今回、質問で水と緑の景観形成に取り組まれた尾崎の市長時代の多くの功績を紹介させていただきました。

尾崎は大正10年に「軍縮」の決議案を国会に提出し、野次と怒号の中、手を振りかざしての大演説を行いました。しかし、その法案は賛成38反対285という結果で否決されてしまいました。その時、与謝野晶子は「尾崎先生は『権力としての政治』から『人道としての政治』『芸術としての政治』に立った先駆者である」と賞嘆し激励したそうです。

索も次号では「朗報」としてお伝えできると思います。「はがきを出そう」にて紹介しました区議会へのはがき是非送って下さい。またご友人にもお知らせ下さい。

千代田区議会議員 大串ひろやす
Tel/Fax 03-3221-1554